

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 8月 8日

【会社名】 三井松島ホールディングス株式会社

【英訳名】 MITSUI MATSUSHIMA HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉 岡 泰 士

【本店の所在の場所】 福岡市中央区大手門一丁目 1 番12号

【電話番号】 代表 092(771)2171

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 永 川 悟

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区大手門一丁目 1 番12号

【電話番号】 092(771)2171

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 永 川 悟

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番 2 号)

1【提出理由】

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

Mitsui Matsushima International Pty Limited

住所 : Level 17, 100 Barangaroo Avenue, Barangaroo NSW 2000

代表者の氏名 : 酒井 亮徳

資本金 : 74,900,000豪ドル

事業の内容 : 持株会社

Mitsui Matsushima Australia Pty Limited

住所 : Level 17, 100 Barangaroo Avenue, Barangaroo NSW 2000

代表者の氏名 : 酒井 亮徳

資本金 : 116,100,000豪ドル

事業の内容 : 石炭生産事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

Mitsui Matsushima International Pty Limited

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 74,900,000豪ドル

異動後 : 1豪ドル

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 100% (うち間接所有分 - %)

異動後 : 100% (うち間接所有分 - %)

Mitsui Matsushima Australia Pty Limited

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 116,100,000豪ドル

異動後 : 1豪ドル

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 100% (うち間接所有分100%)

異動後 : 100% (うち間接所有分100%)

(注) 「当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数」は出資額を、「当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合」は出資比率を、それぞれ記載しています。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

今後実施を予定している豪州会社法に基づく豪州子会社の抹消手続きに向け、減資することを決定したことに伴い、資本金の額が当社資本金の100分の10に相当する金額未滿となるため。

異動の年月日

現地の法令に従い必要な手続きが完了次第、速やかに実施いたします。